

30 元禄政治と「地方直し」

～行政改革の始まり～

1 幕府財政の逼迫と「地方直し」

近世中期になると、江戸では「明暦の振り袖大火」からの復興や、5代将軍徳川綱吉の浪費、「金遣い」経済に移行しつつある経済成長によるインフレなどにより、幕府財政が逼迫していた。また江戸幕府は、戦国時代に荒廃した農村復興を進めるための種籾の貸付けを行ったり、小田原合戦で滅亡した後北条氏の遺臣に対する懐柔政策として、彼らを鷹匠や代官、代官の手代など地方役人として採用したりした。しかし、これらは直轄領を管理する代官の幕府に納める年貢不納や不正の温床となっていた。そのため、幕府に入ってくる年貢米の確保は困難で、恒常的に年貢米の不足を生じていた。一方では、江戸時代の経済は確実に金遣い経済に向かい、物価上昇にもかかわらず年貢米の換金による貨幣の収入も減少していた。

そこで解決策として、幕府は、名目は「米遣い」の経済として年貢を集めるが、江戸では米相場を1石=1両となるよう、江戸に入る米の調整を行い、年貢を納める各地方にある米屋に三分の一金納などをさせて金納を推進した（米1石は1人が1年間に食べる量で約180ℓ）。そして、不正を行った代官は罷免し、後北条氏の遺臣など地方の土豪から採用された世襲代官は、主に精神的な病気として罷免や、赴任地の異動、代官から他の役職への配置転換を行った。

1698（元禄11）年、勘定奉行萩原重秀の建議により幕府は財政立て直しを図ることを主目的に、それまで給与として禄米で渡していた元高500石以上の624人の旗本（将軍直属の家臣）に対して、関東を中心とする直轄地（天領）を知行地として与えるしくみに改めた。この政策を「元禄地方直し」とよんでいる。旗本は自力で年貢を徴収し、自分の生活費にかえなければならなくなった。

2 「地方直し」の実態

「地方直し」を地域的にみると、全体では一国内に知行地を与えられた者が圧倒的に多く、関東

東の常陸・武蔵・両総・両毛が中心で72.4%を占める。これに対して伊豆一国に知行渡しされた者は皆無である。武蔵と伊豆、常陸と伊豆といったように、すべて2か国以上にまたがって給されている。なかには、武蔵・下総・上野・下野・伊豆と5か国に知行地を与えられた旗本もあった。そこで、実際の給付状況を長岡村（伊豆の国市）の実態からみていこう。

〈表1〉旗本3人への知行割

旗本名	島田政信
禄高	600俵
稟米改高	600石
実際の知行高	824石余
長岡村	130石余
大平村	211石余
幸原村	19石余
他知行地	武蔵国葛飾郡 下総国葛飾郡

※旗本の小堀氏、牛込氏も同じ高の知行地を与えられている。

『伊豆長岡町史』中巻108頁の表より作成

地方直しには1村全部が1人の旗本支配となる場合と、1村を多くの旗本で分け合う場合があった。地方直しの結果、長岡村は6人の旗本が支配する6給村となった。6人の旗本は小出・小菅・伊丹・島田・小堀・牛込である。このうち、600俵の蔵米取であった島田・小堀・牛込の3人は長岡村に130石余、全体として600石の知行地が与えられることになった〈表1〉。ただし、実際には、禄高

を年貢にかえるというリスクを考えて、3人とも824石余りの知行地が与えられていた。また、1つの村をまとめて支配するのではなく、長岡村、大平村、幸原村などが3人の旗本にそれぞれ分割して割り当てられた。

また、この3人に渡された幸原村の場合、村高約158石を19石余ずつ均等に渡した後、三島明神朱印地以外に新田高を含め31石余ができ、これは三島代官の支配地として残されることになった〈表2〉。

〈表2〉 幸原村の分郷状況

支配者	知行高
島田政信	知行高19石余+新田分約6石で約25石
小堀政貞	知行高19石余+新田分約6石で約25石
牛込重義	知行高19石余+新田分約6石で約25石
三島明神領	50石
その他	約2石
余り	31石余(=三島代官の支配地)
村高合計	約158石

『伊豆長岡町史』中巻108頁の表より作成

3 「地方直し」のねらい

長岡村の例をとおして、地方直しは机上の計算でなされたことが明確で、均等割できない残りは代官支配地に、とみえる。幸原村の残り31石余も3人に分割すれば、たいした増加ではなく分けられるので、分けてしまえば良いはずであるが、これは故意に残したものである。すなわち、机上の計算で分割し、1人の旗本に対して多くの村から少しずつ知行地を分け与え、さらに代官支配地を残すという方法で、旗本の領主権を否定しようとしたのである。ただし旗本は禄米の代わりに年貢の徴収権を持つことになり、それは年貢を徴収する代官の不正をなくすことに一役買うことになる。このように、地方直しは、幕府全体の行政機構改革の一翼を担う重要な施策であった。〈史料1〉の伊奈兵右衛門は父子2代にわたって三島代官を勤めていた。しかし、その間の幕府への年貢上納怠慢、また、代官を管理者として行ってきた宮金などの強制貸付の焦げ付きなどで代官を罷免された。この未進分は、地方直しによって旗本領となった村については棄捐（放棄）とすることとなった。伊奈父子のケースのように、代官の在地性が不正の温床になっており、構造的に未進を防ぐことができず、年貢の収量は増えることがなかった。そこで、土豪的代官や在地性の高い代官を罷免の対象としたほか、年貢を直轄地から上納させ、それを旗本に配分するのではなく、直接知行地を分配する方法を採ることにしたのが「地方直し」政策である。

これからのち、幕府は財政が厳しくなるごとに直轄領を旗本に分配し、代官の在地性を払拭していった。享保の改革では代官の役所経費を口米・口永として年貢の一部から充当していたのを改めて、それらを幕府に直接納入し、改めて代官役所経費は幕府から支給されるようにして年貢米金が幕府に直接納入される制度に変えていった。

〈参考文献〉

橋本敬之「元禄地方直しの特質」（本多隆成編『近世静岡の研究』）

〔史料1〕 地方直しにつき三島代官からの触覚
〔中略〕
一宮金・道金・箱根・三島拝借金、公儀御貸物の類借候者ども、跡々の通り三島陣屋へ上納仕るべく候、相滞るにおいては段々催促致し、三島陣屋へ取り立てべく候、相残り候分は前々のごとく手形仕替え申すべく候事
一四年以前亥年、夫食拝借米代金、今年皆済の筈に候間、当十月中三島陣屋へ相納むべく候事
一伊奈兵右衛門古味進米金並びに貸物、棄捐に仰せ付けられ候事
右の通り惣百姓へ申し渡しきつと相守り申すべく候事
元禄十一年寅の九月三日
吉田村
名主中
中村勘五郎
〔原家文書 歴文34014-4-56〕